

2020年3月14日

日本地域福祉学会 会員各位

### 軍事的安全保障研究に対する考え方（会長表明）

日本地域福祉学会 会長 原田正樹

日本学術会議は「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月24日）を公表している。この声明では、科学者コミュニティが「学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがある」という過去の反省に立ち、今日、政府によって進められる「軍事的安全保障研究」に対する懸念を示し、研究の適切性についての議論を喚起している。

2020年1月20日、日本学術会議科学者委員会では、上記声明のフォローアップを目的に、学協会（日本学術会議協力学術研究団体）に対してアンケートを実施し、本学会にもアンケートが寄せられた。その質問項目は、「軍事的安全保障研究」について学会としての取り組みを問うもので、具体的には学会による方針、方向性、ガイドライン等の有無である。

日本地域福祉学会では、1月26日の三役会（正副会長会議）、2月15日の運営委員会、3月14日の理事会にて、この件について議論した。その結果、科学者委員会の問いかけは、本学会に対する大変重要な問いかけであること、ただし特定のテーマに関して学会報告等を認めないという方針を打ち出すことについては、研究の自由と制約、研究倫理のあり方など、時間をかけて議論していく必要があることなどが話し合われた。そこで当面は会長による意見表明を行い、会員への問題提起をすることになった。

ふりかえると2015年8月、本学会を含む社会福祉系学会は「戦後70年目の8月15日によせて」という会長共同声明を出している。このなかで、「社会福祉研究者・実践者として私たちは、血ではなく智による、抑止力ではなく協力による未来社会を展望する努力を続けることを誓い合いたい」としている。

そもそも地域福祉研究は、平和と民主主義の礎のもと、地域住民一人ひとりの参加と協働をもとに、偏見と差別、社会的排除に抗う共生社会の創出をめざすものであり、軍事的安全保障を目的にしたものではない。

地域福祉学と軍事的安全保障とは関連が希薄のように受け止められるが、決してそうではない。例えば「国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）」では、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃・災害への対処等の措置が規定されており、国民保護モデル計画等のなかでは、社会福祉協議会やボランティア等が位置付けられている。こうしたことに地域福祉研究者は自覚的であればならない。

一方で学会としては、個人の研究の自由を遵守し、それに対して制約を課すことには慎重でなければならないと考える。したがって、組織として研究活動を規制するという方向ではなく、学会員一人ひとりが、その責任において、戦争に抗い平和を希求するための研究倫理を、本学会の文化として確立していく過程を大事にしたいと思う。

日本地域福祉学会会長として、あらためてこのことの重要性を認識し、ひろく会員と共有していく必要があると考え、理事会の協議を経て、会員に呼び掛けることに至った。これを契機として会員間でより議論を深めていきたい。